

# 「瑞穂市議会基本条例（素案）」 に対するパブリックコメント実施要領

## 【応募案件名】

パブリックコメント

「瑞穂市議会基本条例（素案）」に関するご意見の募集

## 【案件の趣旨・目的】

瑞穂市議会では、議会基本条例検討特別委員会（平成23年3月23日設置）におきまして、議会に求められる役割や責務などを明確にし、市民に開かれた議会のあるべき姿を定める条例を取りまとめました。

この条例は、議会が市民のみなさまへの情報公開・市民参加を積極的に促進するとともに、公平・公正な議会運営をお約束し、議会、市長、市民が協働しながらまちづくりを進めようと考えています。

今回、瑞穂市議会基本条例を制定するにあたり、広く市民のみなさまのご意見・ご提言を求めめるものです。

## 【資料内容及び公表の方法】

### 公表する資料

- 瑞穂市議会基本条例（素案）解説付

### 公表の場所

- 議会事務局、瑞穂市行政資料コーナー（穂積庁舎第2庁舎2階、巢南庁舎1階ロビー）
- 瑞穂市図書館（楽修館）
- 瑞穂市ホームページを利用した閲覧

## 【応募資格】

- 市内に住所を有する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に存ずる事務所又は事業所に勤務する者
- 市内に存ずる学校に在学する者
- パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## 【意見募集期間】

平成23年10月24日（月）より平成23年11月18日（金）までの26日間

## 【意見提出事項】

ご意見を提出される際には、様式は問いませんが、下記の項目を備えてください。なお、意見提出用紙（WORD形式）を設置していますのでご利用ください。

- 1 タイトル （「議会基本条例（素案）への意見」としてください。）
- 2 住 所 （なお、市内に事務所等を有する者、市内の事業所・学校等に勤務・在学する場合は、事業所・学校の住所を記入ください。）
- 3 氏 名 （法人の場合は、法人名を記入ください。）

#### 4 意見本文

- ※ 意見提出用紙は、瑞穂市役所穂積庁舎、巢南庁舎、図書館（楽修館）に備えてあります。  
また、市のホームページからも印刷できます。
- ※ 上記の1から4までの項目が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。

#### 【提出方法】

「瑞穂市議会基本条例（素案）に対する意見」として、ご意見、住所（勤務先又は通学先の所在地）、氏名を明記の上、直接提出（備え付けの箱又は議会事務局まで）、Eメール、FAX、郵送、のいずれかの方法で提出してください。

#### 【意見の提出先】

- 直接提出 . . . 瑞穂市役所 穂積庁舎2階総合受付（備え付けの箱）  
巢南庁舎1階ロビー（備え付けの箱）  
瑞穂市役所 穂積庁舎3階 議会事務局
- 郵送 . . . 〒501-0293  
瑞穂市別府1288番地  
瑞穂市役所 議会事務局 行
- FAX . . . FAX番号 058-326-1336
- Eメール . . . [gikai@city.mizuho.lg.jp](mailto:gikai@city.mizuho.lg.jp)

#### 【その他】

- ご提出された意見は、議会基本条例制定にあたっての参考とさせていただきます。
- いただいたご意見は、公平性を確保するため、個別対応はいたしませんのでご了承ください。
- ご意見の概要と、それに対する議会の考え方をホームページ等で公表します。
- いただいたご意見は、住所、氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。
- ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的としていますので、単に賛否だけを記載したものや、趣旨の不明瞭なもの等につきましては、議会の考え方を示さないこともあります。
- 電話・口頭での意見の提出は、パブリックコメントとして取り扱えませんのでご注意ください。

積極的なご意見をお待ちしております。

ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせください。

連絡先 〒501-0293 瑞穂市議会事務局  
TEL 058-327-4121  
FAX 058-326-1336